

第10回千葉海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和4年4月22日（金） 午後1時30分から
- 2 場 所 千葉県教育会館 203会議室
- 3 出席者
- 委 員 石井 春人、鈴木 直一、清水 正夫、黒沼吉弘、本田 直久、
滝口 宜彦、江野澤 均、佐久間 國治、平島 孝一郎、佐藤 光男
松本 めい子、小栗山喜一郎、坂本 雅信、和田 一夫
- 専 門 委 員 北澤直諒、齋藤 御津久、嶋津 圭一、田邊克巳
- 農 林 水 産 部 館野農林水産部長
- 水 産 局 立岡水産局長
- 水 産 課 篠原課長、原副課長
大槻漁業調整班長、吉野主査、中川副主査
中川漁船漁業班長、篠原主査、宇都主査
- 漁業資源課 石黒課長
三田栽培漁業班長、鈴木主査
山田資源管理班長、武田技師
藤元漁場環境整備班長
- 水産事務所 銚子：永野所長、原田課長
館山：小森所長、大畑課長
勝浦：宮嶋所長、宮田副主査
- 水産総合研究センター
小嶋次長
- 事 務 局 玉井副技監、武井主査、川合副主査、川野主事
- 4 議事事項
- (1) 小型機船底びき網漁業（打瀬漁業及びその他の小型機船底びき網漁業を除く。）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
- (2) はえ縄漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）

- (3) 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について（諮問）
- (4) はえ縄漁業の委員会指示について
- (5) うみがめの採捕に係る委員会指示について
- (6) その他

5 審議経過

【玉井副技監】

皆さんおそろいになりまして、案内した時間にはなりましたので、ただいまから第10回千葉海区漁業調整委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、4月1日に就任した委員の方々を私から御紹介させていただきます。

専門委員の北澤直諒委員でございます。同じく専門委員の田邊克巳委員でございます。

【玉井副技監】

ありがとうございました。

次に4月1日付けで事務局と県に人事異動がございましたので、お手元の事務局・県職員名簿に沿いまして、異動のなかった職員も含めて私から紹介をさせていただきます。

初めに事務局職員から紹介いたします。

（事務局職員紹介）

続きまして、県職員の方々を御紹介いたします。

（県職員紹介）

続いて、委員の方々を御紹介いたします。石井会長です。鈴木会長代理です。清水会長代理です。黒沼委員です。本田委員です。滝口委員です。江野澤委員です。佐久間委員です。平島委員です。佐藤委員です。松本委員です。鈴木委員です。小栗山委員です。坂本委員です。和田委員です。続いて専門委員です。北澤委員です。齋藤委員です。嶋津委員です。田邊委員です。

以上をもちまして、職員と委員の紹介を終わります。

それでは、石井会長から挨拶を申し上げます。

【石井会長】

皆様には第10回海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また新年度最初の委員会の開催に当たり、大変お忙しい中、県から県水産部長の舘野様、水産局長の立岡様をはじめ、関係職員の方々に御出席いただき、ありがとうございます。

本年度は、漁業権一斉切替に関する内容をはじめ、漁獲可能量の設定、各種漁業の制限措置や許可方針、委員会指示の発出などに係る諮問協議のほか、海ほたる周辺海域での水産動植物の採捕制限に係る1都2県連合会議などの調整会議を控えております。本年度も県と連携協力して、当委員会として本県水産業の発展のために努力してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、本日の議案は「小型機船底びき網漁業及びはえ縄漁業の制限措置等」「水産動物の種苗の生産等に関する基本計画」「はえ縄漁業及びうみがめの採捕に係る委員会指示」についてです。いずれも重要案件ですので、委員の皆様方の慎重審議をお願いいたしまして御挨拶といたします。本日はどうぞよろしく願いいたします。

【玉井副技監】

ありがとうございました。

続きまして、県を代表して舘野農林水産部長から御挨拶をいただきたいと存じます。

【舘野部長】

千葉県農林水産部長の舘野でございます。昨年度に引き続きまして、よろしくお願い申し上げます。本年度初めての委員会の開催でございますので、一言御挨拶させていただきます。

委員の皆様には日頃から、本県海面における漁業調整に御尽力いただいているところでございまして厚く御礼申し上げます。本県の沿岸・沖合は豊かな漁場に恵まれておりまして、多種多様な漁業が営まれております。海面を総合的に利用し、漁業生産力を発展させていくためには漁業調整が必要不可欠でございまして、この委員会が果たしている役割は極めて重要であると考えているところでございます。

昨年度の委員会では、各種知事許可漁業の一斉更新やクロマグロの漁獲可能量の配

分など、多岐にわたる事項につきまして熱心に御審議をいただいたところでございます。また委員会指示の発動などにつきまして御尽力をいただいたところでございます。誠にありがとうございました。

さて、今年度は漁業法が改正されて初めてとなる漁業権の一斉切替が令和5年度に予定されていることから、漁場計画の作成などについて委員会の皆様の御意見も聞きながら適切に進めてまいりたいと考えておるところでございます。県といたしましては、今後も水産資源の適切な管理と収益性の高い漁業経営体の育成などを通じて本県漁業のさらなる発展に努めてまいりますので、委員の皆様には引き続き御支援御協力をお願い申し上げさせていただきます。本年の初めての会議に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本年度も何とぞよろしく願いいたします。

【玉井副技監】

ありがとうございました。

ここで農林水産部長と水産局長、漁港課長におかれましては、所用により退席されますので御了承を願います。

(農林水産部長、水産局長、漁港課長退席)

【玉井副技監】

これより座席の配置換えを行います。皆様、しばらくお待ちください。

(配置換え)

お待たせしました。それでは再開いたします。

ここで本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。委員定数15名のうち、全員の出席をいただいております。本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

次に、本日の委員会の進め方についてですが、委員会終了後に夷隅・銚子九十九里地区漁業権一斉切替小委員会が開催されることから、時間短縮などのため朗読は省略させていただきます。御了承を願います。

次に議長でございますが、委員会会議規程第3条の規定により、石井会長をお願いいたします。

【石井会長】

それでは議事を進行します。

まず本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により、私から指名します。黒沼委員と滝口委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

続いて議題に入ります。第1号議案「小型機船底びき網漁業（打瀬漁業及びその他の小型機船底びき網漁業を除く）の制限措置、許可または起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」を上程いたします。

水産課から説明をお願いいたします。

【中川班長】

説明概要：当該漁業の許可の有効期間が令和4年7月31日に満了することから、制限措置及び許可の有効期間を現行の許可方針の内容のとおり定めるとともに、許可又は起業の認可の申請期間を1か月間と定めるため、諮問するもの。

【石井会長】

説明が終わりましたので質疑に入ります。御意見御質問等がございましたらお願いいたします。

はい、黒沼委員。

【黒沼委員】

ありがとうございます。特に異議があるわけじゃないですけども、2つほど確認をさせていただきます。

許認可件数と操業隻数の差が大体130から140ぐらいあるのですが、この傾向は平成28年ぐらいからほとんど変わっていないと思うんですね。この差は何か特に理由あるのでしょうか。それを一つ教えてください。

それから2つ目ですけど、今回の御提示いただいた表から、延べ操業日数を加えていただいたような気がするんです。とても見やすく、私は続けていただきたいですけども、このところから漁業管理とか資源管理とか、何か伝える意図があって出されたのかどうか。その辺を教えてください。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【中川班長】

質問が前後して申し訳ございませんが、まず延べ操業日数を入れたことですが、昨年10月ぐらいから、できるだけ延べ日数を入れて1隻当たりの漁獲量と対比する形での資料作成に改めております。今回もこの小型機船については、それに合わせて延べ日数を入れさせていただいている状況でございます。

許可と現在の操業数の差についてですけれども、小型底びきだけではなくて、ほかの漁業種類をされたりという中での差と考えております。

【石井会長】

よろしいですか。

【黒沼委員】

ありがとうございます。先ほど言われたように延べ操業日数を入れていただいたのは、ほかの漁業の様子も見ながらということだと思えますけれども、ぜひ続けていただければと思います。多分、資源管理とか漁業管理で、これは一つの指標になっていると思いますので、ぜひ続けて説明をしていただければと思います。ありがとうございました。

【石井会長】

そのほかに御質問等御意見等はございませんか。よろしいですか。

意見も出尽くしたようなので質疑を終了します。第1号議案「小型機船底びき網漁業（打瀬漁業及びその他の小型機船底びき網漁業を除く）の制限措置、許可または起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第1号議案は原案どおり可決決定します。

なお本件は公示されますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により字句等に軽微な修正が必要になった場合には私に御一任いただきたいと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に第2号議案「はえ縄漁業の制限措置、許可または起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」を上程いたします。

水産課から説明をお願いいたします。

【中川班長】

説明概要：当該漁業の許可の有効期間が令和4年6月30日に満了することから、制限措置及び許可の有効期間を現行の許可方針の内容のとおり定めるとともに、許可又は起業の認可の申請期間を1か月間と定めるため、諮問するもの。

【石井会長】

説明が終わりましたので質疑に入ります。御意見御質問等がございましたらお願いいたします。何かございませんか。

はい、本田委員。

【本田委員】

質問です。許可方針全部を読んだらどこかに出てくるのかもしれないですけども、23ページで、はえ縄の制度について、知事許可以外に国への届出とか、広域漁業調整委員会の承認とか、大臣許可と、いろいろまたがって制度が決められていると。基本的にクロマグロの話だと思うんですけど。要するに県で、はえ縄漁業の許可をもらった人が例えばクロマグロを獲ろうと思ったら、県の許可以外に広域漁調委の承認が必

要であるとか、届出が必要であるとか、そういうことをどうやって知ることができるんですかという質問です。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【大槻班長】

水産課の大槻でございます。

まず知事許可で、はえ縄が許可制になっている県は全国的にもそれほど多くないんですが、千葉県は、はえ縄を許可制にしております。千葉県のはえ縄の許可は、はえ縄という漁業の許可なので、何を獲っても、はえ縄の許可という形になっています。他方で広域漁調の委員会承認はクロマグロを獲る漁業を規制していきまして、基本的に漁業権とか大臣許可漁業とかを除いて、千葉県の知事許可は除かれてないので、千葉県のはえ縄の許可を有している方もクロマグロを獲る場合は広域漁調の承認を受けなきゃいけない形になっていきまして、その辺の周知につきましては、委員会指示が国から出ますので、各組合を通じて、クロマグロを獲る方は、千葉のはえ縄許可を持っていても持っていなくても承認が要りますよというアナウンスをさせていただいているところです。

それから、国の届出漁業で、23ページの表の2列目にある沿岸マグロはえ縄漁業につきましては、これはトン数区分が10トンから20トンという形になっていきまして、これも10トン以上20トン未満のはえ縄でマグロを狙ってやる人は、千葉県知事許可を持っていても持っていなくても届出が要る形になっていますので、これもまた別のスキームという形になってございます。以上になります。

【本田委員】

要するに、はえ縄許可を持っている人は大体、漁協の組合員なので、漁協にそのことを周知しているの、そういう形で伝わるということですね。了解しました。

【石井会長】

よろしいですか。ほかに何か御質問等御意見等がございましたら。ございませんか。

御意見が出尽くしたようなので質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第2号議案「はえ縄漁業の制限措置、許可または起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第2号議案は原案どおり可決決定します。

なお本件は公示されますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等の軽微な修正が必要になった場合には私に御一任いただきたいと思いますが、御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に第3号議案「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について（諮問）」を上程いたします。

漁業資源課から説明をお願いいたします。

【三田班長】

説明概要：当該基本計画（千葉県第7次栽培漁業基本計画）の期間が、令和4年3月末に終期を迎えたことから、国が策定中の栽培漁業基本方針及び関係者からの意見等を参考に、千葉県第8次栽培漁業基本計画を策定し、諮問するもの。

【石井会長】

説明が終わりましたので質疑に入ります。御意見御質問等がございましたらお願いいたします。

はい、黒沼委員。

【黒沼委員】

一つ質問させてください。これまで7次まで行われてきて、いろいろとデータの蓄積等があるかと思えます。その中で今回お示しいただいたように、技術開発水準の到達すべき段階がトラフグはD、アワビがEというように、ある程度向上してきている状態はわかるんですけども、そのことを踏まえて質問させていただきたいんですが、この基本計画の中に、いわゆる負担協力とか受益者負担という言葉が出てきていると思うんですね。これは多分、意図とされるところは、誰が受益者だとかをある程度検討して、その上で、どのような形で協力を得るかだと思うんですけど、その辺の検討はどの辺までできているのでしょうか。例えばトラフグでは、内湾での回収率が8%、内房で2%と出てきていますので、何か目安になることを今検討されているかどうか。それを教えてください。以上です。

【石井会長】

資源課、お願いします。

【三田班長】

受益者負担等の検討状況ですが、現在、マダイとヒラメに関しては漁業者から水揚金額の1%ということで負担協力金をいただいています。また遊漁船業者の方たちからも、船の規模であるとか、乗船人数であるとか、そうしたものを勘案した中で負担協力をいただいているところです。また募金箱なども設置をして、一般の釣り人などからも協力をいただいているところです。

トラフグに関して回収率が内湾で約8%、内房で約2%ということで、放流効果も見えつつあるところですけども、漁業以外の効果の範囲などについては今後明らかにして、関係者と協議しながら、負担協力の在り方について検討していきたいと考えています。

【黒沼委員】

ありがとうございます。

【石井会長】

よろしいですか。

【黒沼委員】

はい、結構です。

【石井会長】

そのほかに何か御質問等がございましたら。ほかにございませんか。

特にほかにはないので質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第3号議案「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第3号議案は原案どおり可決決定します。

次に第4号議案「はえ縄漁業の委員会指示について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【川合副主査】

説明概要：当該委員会指示の有効期限は6月30日に満了することから、今後の取扱いについて、指示番号と条項ずれ、発出年月日を変更するとともに、調整規則改正で標記が整理されたことに伴い、「はえなわ」を「はえ縄」と変更する以外は従来どおりの内容で審議するもの。

【石井会長】

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

はい、清水委員。

【清水委員】

中身については賛成ですけれども、今回、漁業の許可の有効期間は最大5年間まで延びていますが、委員会指示の有効期間は従来と同じ3年間で実施するということで、何かこれは理由があるんですか。

【川合副主査】

もともと、このはえ縄の委員会指示は、当初、昭和60年から有効期間を1年間として発出していたものです。その後、平成15年の委員会の中で委員から、期間を延ばすことはできないのかという質問がありまして、翌年の平成16年からはえ縄漁業の許可の有効期間が3年以内であるので、それに合わせて見直しを設定することとし、有効期間を3年間として発出してきております。

今回、知事許可漁業の有効期間が質問にありましてとおり3年から5年に延長されたことに伴いまして、委員会指示の期間についても検討いたしましたが、委員会指示の性格といたしまして、法令による固定的・一般的な制限・禁止に対して、それを補完する措置として、随時的・局所的な対応を行うものであることと、指示の対象者が許可漁業者に限ったものではないことなどから、有効期間を延長することはせずに現行どおりの3年間としたものです。

【清水委員】

分かりました。

【石井会長】

よろしいですか。ほかに何か御質問等がございましたら。

ほかに意見もないようですので質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第4号議案「はえ縄漁業の委員会指示について」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【石井会長】

挙手全員により、第4号議案は原案どおり可決決定します。

なお、委員会指示については公示する必要があると思いますが、公示に当たり県の法規担当課との調整により、字句等の軽微な修正が必要となった場合には私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に第5号議案「うみがめの採捕に係る委員会指示について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【川合副主査】

説明概要：当該委員会指示の有効期限は5月31日に満了することから、今後の取扱いについて、指示番号と発出年月日を変更する以外は、従来どおりの内容で審議するもの。

【石井会長】

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見御質問等がございましたらお願いいたします。何かございませんか。

はい、黒沼委員。

【黒沼委員】

ありがとうございます。採捕結果についての質問というか、確認をさせてください。

白子町では初めてなんですけど、ここもう五、六年の間で急激に数が減ってきているんです。これは上がってこないとか、何か資源的な問題があるんでしょうか。それとも何か意図的に規制をして、卵等の移設をしてないんでしょうか。その辺を教えてください。何か急に減っているような気がして、以前は、たしか10年ぐらい前は4,000個ぐらいはやっていたと思うんですけども。

【石井会長】

事務局、お願いします。

【川合副主査】

千葉県内で移設が多い市町村がいすみ市、白子町あたりですけれども、いすみ市と白子町に確認を取ったところ、いすみ市について、令和3年度は上陸自体がなかったとのことでした。白子町では、上陸は確認したけれども産卵は確認されなくて、移設を行わなかったということでした。そのほかに、一宮町で4回、産卵があった情報は得ております。ただ、その際は移設等を行っていないということです。

本県の沿岸で産卵するウミガメの種類はアカウミガメですけれども、国際自然保護連合の資源評価によりますと、日本を含んでいる海域のアカウミガメの資源は増加傾向であるということです。

【黒沼委員】

ありがとうございます。増加だけど、千葉にはあまり上がってきていないということですね。

【川合副主査】

そうですね。

【黒沼委員】

ありがとうございました。

【石井会長】

よろしいですか。ほかに何か御質問等御意見等がございましたら。

意見も出尽くしたようなので質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第5号議案「うみがめの採捕に係る委員会指示について」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【石井会長】

挙手全員により、第5号議案は原案どおり可決決定します。

なお、委員会指示については公示する必要がございますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要となった場合には私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に議題6の「その他」ですが、皆様、何かありますか。よろしいですか。

特になければ、今回就任した2名の委員につきまして小委員会の委員として選任したいと思います。このことについて事務局が素案を用意しているとのことですので、皆様の御了解がいただければ、それをたたき台として検討したいと考えていますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、事務局から説明を願います。

(資料配付)

【玉井副技監】

説明概要：令和4年4月1日に就任した専門委員について、北澤委員は安房地区漁業権一斉切替小委員会、田邊委員は夷隅・銚子九十九里地区漁業権一斉切替小委員会の委員として選任する旨、審議するもの。

【石井会長】

説明が終わりましたので、御意見御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。特に質問等もないようですので質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

ただいまの原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【石井会長】

挙手全員により、小委員会の委員の選任は原案どおり可決決定します。

それでは議題全てを終了し、次に会議次第5の「その他」ですが、皆様、何かありますか。

特になければ、会議次第5「その他」を終了し、会議次第6「事務局連絡事項」に移ります。それでは事務局からお願いいたします。

【川合副主査】

(事務連絡)

【石井会長】

それでは、これをもちまして第10回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、お疲れさまでした。

午後2時35分 閉会